



2021年4月28日

各位

会社名 株式会社北の達人コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 木下 勝寿  
コード番号：2930 東証第一部 札証  
問合わせ先 取締役管理部長 工藤 貴史  
電話番号 050-2018-7864 (部署直通)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり決議し、2021年5月25日開催予定の第20期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ① 2021年2月15日付の「株式会社ASHIGARUの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」「株式会社エフエム・ノースウエーブの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、株式会社ASHIGARU及び株式会社エフエム・ノースウエーブと、子会社化するための株式譲渡契約をそれぞれ締結したことに伴い、両者の事業内容に対応するため現行定款第2条（目的）及び連結計算書類作成会社となったため現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）について所要の変更を行うものであります。
- ② 2021年3月15日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものであります。
- ③ その他、字句の修正及び上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年5月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2021年5月25日（予定）

以上

【別紙】変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. ～3. (条文省略)	1. ～3. (現行どおり)
4. 加工食品、生鮮食品、健康食品、健康補助食品、栄養機能食品、特定保健用食品、健康器具、化粧品、美容用品、ペット用品、介護用品、酒類、日用品雑貨等の販売・製造事業	4. 加工食品、生鮮食品、健康食品、健康補助食品、栄養機能食品、特定保健用食品、健康器具、 <u>家庭用電化製品、化粧品、美容用品、ペット用品、介護用品、酒類、衣料品、雑貨等の企画、製造、販売、輸出入及び輸出入代行</u>
(新設)	<u>5. 超短波ラジオによる基幹放送及び広告放送</u>
(新設)	<u>6. 放送番組の制作、販売及び放送時間の販売</u>
(新設)	<u>7. 出版、録音、録画、音盤の企画、制作及びその製品の販売</u>
(新設)	<u>8. 映画、音楽、美術、スポーツ等の事業の企画、制作、興行、プロモーション及び請負並びにアーティスト、タレント等のマネジメント及びプロモート</u>
(新設)	<u>9. 映像、音声、文字等による各種ソフトの企画、制作、複製及び販売並びにこれらのソフトの放送・通信等情報サービスの提供</u>
(新設)	<u>10. 放送・通信を利用した通信販売及び斡旋並びに商品販売の企画及び開発</u>
(新設)	<u>11. 固定及び移動通信サービスの提供</u>
(新設)	<u>12. 有線テレビジョン放送業務</u>
(新設)	<u>13. 著作権、著作隣接権及び工業所有権の取得、譲渡並びに使用許諾</u>
(新設)	<u>14. 著作物、商標等の使用権の販売及びこれらを複製使用した関連商品の販売</u>
(新設)	<u>15. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業</u>
(新設)	<u>16. レストラン、飲食店、ライブハウス、宿泊施設、スポーツ施設、遊戯施設の経営及び運営管理</u>
(新設)	<u>17. 音楽プロダクション業務</u>
(新設)	<u>18. 人材派遣業務</u>
(新設)	<u>19. 広告宣伝業及び広告代理店業</u>

<p>5. 上記各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告による方法とする。<u>ただし</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の<u>株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は</u>、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他<u>株式</u>予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p>	<p>20. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告による方法とする。<u>但し</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の<u>株主権行使の手続その他株式に関する手続及びその手数料は</u>、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他<u>株主名簿及び新株</u>予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p>
--	--

<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に掲載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社に取締役7名以内を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び<u>連結計算書類</u>に掲載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社に取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>7名以内を置く。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3</u> 補欠又は増員のため選任された取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、現任取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の残任期間とする。</p> <p><u>4</u> 退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期</p>
---	---

<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第25条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
--	--



令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第34条～第35条 (条文省略)

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第37条 (条文省略)

(剰余金の配当)

第38条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第5章 会計監査人

第29条～第30条 (現行どおり)

(報酬等)

第31条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第6章 計 算

第32条 (現行どおり)

(剰余金の配当の基準日)

第33条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

3 前2項のほか、当社は、基準日を定め、基準日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

(配当財産の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役

	<p><u>(監査役であったものを含む。) の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---